

「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）に対する声明

日本政府は、2025年12月24日に改訂版の「[ビジネスと人権](#)」に関する行動計画（NAP）を公表しました。ワールド・ベンチマーク・アライアンス（WBA）およびビジネスと人権センターは、改定版 NAP の公表を歓迎するとともに、その実施を通じて市民社会および影響を受けるステークホルダーとの透明で意味のあるエンゲージメントが重要であることを強調します。

改定版 NAP は、8つの優先分野にわたり、ビジネスと人権に関する政府のアプローチを示しています。私たちは、人権デューデリジェンスおよび中小企業の実力構築に対するより明確な重点化を歓迎するとともに、企業に対し、負の影響の特定、評価、防止、軽減および救済を含む人権デューデリジェンスの実施を求めている点を評価します。

改定プロセスにおいて WBA およびビジネスと人権センターが提出した[パブリックコメント](#)のうち、私たちのパートナー団体などの見解とも強く共鳴する複数の提言が、最終文書に反映されました。政府が公開した「[『ビジネスと人権』に関する行動計画改定版の原案についての意見募集の結果について](#)」にも示されているとおり、下記が反映されました。

- 効果的な人権デューデリジェンスに対する期待を明確化し、それがリスクの特定にとどまらず、防止、軽減、追跡および救済まで含むものでなければならないことを、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って強調しています。
- 意味のあるステークホルダーエンゲージメントおよびサプライチェーンにおける実践的行動への言及を強化し、人権リスクの特定とそのリスクに対する効果的な対応との間に存在するギャップへの対応を含めています。
- 企業の透明性および情報開示の重要性を改めて強調し、企業人権ベンチマーク（CHRB）などの第三者ベンチマークへの継続的な言及を含めています。

同時に、実効性ある実施のためには、これらの事項が NAP の実行に際して具体的な政策策定および実施措置へと落とし込まれることが必要です。

しかしながら、改定版は依然としていくつかの重要な機会を十分に捉えていません。国際的に義務的な人権デューデリジェンスへの動きが高まっているにもかかわらず、改訂版 NAP はその方向性を明確に示すには至っていません。NAP は EU の企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に言及しているものの、特にグローバル・サプライチェーンにおける

持続的な実施上のギャップへの対応や、公平な競争条件を確保するための明確な道筋は示されていません。

次の点について一層の対応が必要です。

- サプライチェーン全体にわたる包括的な人権デューデリジェンスの実施および意味のあるステークホルダーエンゲージメントに対する期待の強化
- 環境および人権に関連する負の影響が地域コミュニティ、先住民族および人権擁護者に不均衡に及んでいることを踏まえ、公正な移行を確保するためのより明確なコミットメントの提示
- NAP に示された行動の有効性を測定し、進捗を継続的に追跡するための適切な指標およびモニタリング体制の導入

改定版 NAP の実施は 2026 年 4 月に開始される予定です。WBA およびビジネスと人権センターは、日本政府に対し、透明性の高いモニタリング、意味のあるマルチステークホルダーエンゲージメント、そして自主的アプローチが不十分である場合には枠組みを強化することへの継続的な姿勢を優先するよう求めます。NAP の改定プロセスにおけるステークホルダーエンゲージメントに関して懸念が示されたことを踏まえ、NAP の実施、モニタリングおよび評価の透明性を確保し、市民社会組織やライツホルダーを含むステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確実に組み込むことの重要性を強調します。

明確な方向性、説明責任、そして持続的なエンゲージメントが確保されれば、日本はこれまでの進展を基盤として、国際的な期待の進展に沿った責任ある企業行動をさらに推進する機会を有しています。WBA およびビジネスと人権センターは、エビデンスに基づく知見、ベンチマークのデータ、ならびにステークホルダーとの建設的な対話を通じて、効果的な改訂版 NAP の実施を支援する意向です。